

令和4年9月定例会

文教厚生委員会説明資料
(その2)

病 院 局

目 次

I 提出予定案件	-----	1
1 その他の議案等	-----	1
(1) 条例案	-----	1
2 病院事業会計	-----	2
(1) 令和3年度徳島県病院事業会計決算の認定について	-----	2
(2) 令和3年度決算に係る資金不足比率の報告について	-----	3

I 提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（総務課）

(ア) 改正の理由

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

地方公務員法の一部が改正され、新たに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことに伴い、病院事業職員で定年前再任用短時間勤務職員であるものの給与の種類及び基準を定める等の必要がある。

(ウ) 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

2 病院事業会計

(1) 令和3年度徳島県病院事業会計決算の認定について

令和3年度徳島県病院事業会計の決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

(2) 令和3年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県病院事業会計	— %

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

徳監第2025号
令和4年9月5日

徳島県知事 飯泉嘉門 殿

徳島県監査委員
徳同
同同
同同

岡鹿大西 梶
崎山寺沢原
悦公健貴一
夫弘司朗哉

令和3年度決算に係る徳島県健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された資金不足比率について、次のとおり意見書を提出します。

資金不足比率審査意見書

第 1 監査等の種類

資金不足比率の審査

第 2 審査の対象

令和 3 年度徳島県特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

- ・提出された資金不足比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りがないか
- ・その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

第 4 審査の実施内容

審査に当たっては、徳島県監査基準（令和 2 年 3 月 6 日徳島県監査委員告示第 1 号）に準拠し、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取並びに既に実施した定期監査、決算審査及び現金提出納検査の結果に基づいて実施した。

第 5 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、い
ずれも法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。
今後とも経営の健全化に努められたい。

会 計 名	令 和 3 年 度	経 営 健 全 化 基 準
徳 島 県 港 湾 等 整 備 事 業 特 別 会 計	— %	2 0 %
徳 島 県 病 院 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 電 気 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 土 地 造 成 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 駐 車 場 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 流 域 下 水 道 事 業 会 計	—	2 0

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。